

低炭素建築物新築等計画認定等申請手数料

R7.4.1
(円)

区分			金額				
			適合証あり (※1)	適合証なし (※2)			
① 低炭素建築物新築等計画認定 (別表第67の9)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)	4,000	17,000	仕様・計算併用法 25,000	標準計算法又は大臣 が認める方法 34,000	
		共同住宅等(※4)及び複合建築物 (※5)に係る住戸部分	1戸	4,000	17,000	25,000	34,000
			2戸以上4戸以下	8,000	29,000	46,000	63,000
			5戸以上15戸以下	18,000	51,000	78,000	105,000
			16戸以上45戸以下	40,000	94,000	136,000	179,000
			46戸以上	73,000	142,000	199,000	256,000
	非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満	8,000	79,000		標準入力法又は大臣 が認める方法 207,000
			300㎡以上1,000㎡未満	14,000	101,000		260,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満	24,000	133,000		336,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満	73,000	215,000		480,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満	116,000	281,000		591,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満	146,000	338,000		699,000
			25,000㎡以上	183,000	397,000		797,000
② 低炭素建築物新築等計画変更認定 (別表第67の10)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)	2,000	8,000	仕様・計算併用法 12,000	標準計算法又は大臣 が認める方法 17,000	
		共同住宅等(※4)及び複合建築物 (※5)に係る住戸部分	1戸	2,000	8,000	12,000	17,000
			2戸以上4戸以下	4,000	14,000	23,000	31,000
			5戸以上15戸以下	9,000	25,000	39,000	52,000
			16戸以上45戸以下	20,000	47,000	68,000	89,000
			46戸以上	36,000	71,000	99,000	128,000
	非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満	4,000	39,000		標準入力法又は大臣 が認める方法 103,000
			300㎡以上1,000㎡未満	7,000	50,000		130,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満	12,000	66,000		168,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満	36,000	107,000		240,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満	58,000	140,000		295,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満	73,000	169,000		349,000
			25,000㎡以上	91,000	198,000		398,000

- ※1 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合。
- ※2 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合。
- ※3 一戸建ての住宅・・・住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの。
- ※4 共同住宅等・・・共同住宅、長屋、及び、その他1戸建ての住宅以外の住宅。
- ※5 複合建築物・・・共同住宅等を含む建築物。
- ※6 非住宅部分・・・建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分。

申請の単位は「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」、「建築物全体」があり、手数料は上記の表の区分に応じた金額を次により算出した金額となります。

「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」の場合

- (1) 複合建築物の住宅部分・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (2) 複合建築物の非住宅部分・・・非住宅部分の床面積に応じてB参照

「建築物全体」の場合

- (1) 一戸建ての住宅・・・A参照
- (2) 共同住宅等・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (3) 複合建築物・・・A+Bの合計金額